

資料 3

(1) 小松島市がめざす教育環境

子どもたちの成長にとって望ましい学校教育環境を実現していくためには、本市として教育課程を適切に実施できる学校規模を定める必要があります。

小松島市教育委員会では、平成18年度より市内の小規模校の現状や課題等に関する調査・検討に着手するとともに、平成22年度に「小松島市学校再編計画策定委員会」を設置し、本市の児童にとって望ましい教育環境や学校規模に関する答申をいただきました。

「小松島市学校再編計画策定委員会」の答申の趣旨を踏まえつつ、改めて、次のような適正配置の方向性を定め、望ましい学校規模の実現をめざすことを念頭に、学校再編に取り組むこととします。

【適正配置のめざすもの】

- 望ましい教育環境の整備
- より良い学習環境の実現

【望ましい学校規模】

- 小学校の学校規模は12学級（1学年2クラス）以上とし、1学級あたり18人以上を確保できる規模をめざす。

【めざす学校像】

- 質の高い教育を実現できる学校
- 地域とともにある学校

(2) 基本方針

学校再編の実施にあたっては、次の基本方針によるものとします。

① 計画の期間

計画期間は、2030（平成42）年度までとします。

※ 学校施設の老朽化（建築後60年経過など）等の状況を踏まえ、2030（平成42）年度までを計画期間とします。

なお、国の制度改正など、著しい影響を与える状況が生じた場合は、必要に応じて計画を見直すこととします。

② 学校再編の方法

学校再編の方法は、現在の学校単位の再編とします。

※ 学校の適正規模を確保するための具体的な方法としては、原則、学校単位の再編によるものとし、これまでの地域と学校との関係を継続し、地域の歴史や伝統を新しい学校に継承していくこととします。

③ 学校再編による学校数

目標とする学校数は、市内で3校程度とします。

※ 2030（平成42）年度の推定児童数を見据えたうえで、市内11小学校を3校程度に再編することとしますが、各小学校の地理的条件や歴史的経緯なども踏まえ、児童数や社会情勢の変化・動向などを注視するだけでなく、学校の沿革や歴史、地域の特性、校地・校舎の状況などの諸条件も勘案し、決定することとします。

④ 学校再編の場所

学校再編の場所は、原則として、既存の学校敷地から選定することとします。

※ 学校再編の場所（学校再編に係る校舎等の新たな施設整備等の建設）については、市内で新たに大規模な用地を確保することは、用地取得等の費用や取得に一定の期間を要することから、原則、既存の学校敷地から選定することとします。

⑤ 学校再編に係る通学方法

学校再編に係る通学方法は、原則、徒歩としますが、その通学距離は概ね2 kmから3 kmの範囲内とし、これを超える場合は、スクールバスなどの通学支援を検討します。

※ 小学校の通学距離については、施行令（「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令」）等により、概ね4 km以内であることが適正とされておりますが、再編によって校区が広域化するとともに、地勢等の関係もあることから、上記を基準とするなかで、通学支援等の検討にあたっては、保護者の意見等も踏まえることとします。

⑥ 教育内容の充実と魅力ある学校教育の推進

小松島市では、市民一人ひとりが、個人として尊重され、人間性豊かに暮らせることが最も重要であるという認識に立ち、本市教育の基本理念を「市民一人ひとりが輝く教育の振興と創造」と定めており、学校再編とともに、教育内容の充実と魅力ある学校教育を推進します。

⑦ 地域コミュニティの核としての学校づくりの推進

学校は地域社会と深い結びつきを持っており、現在の11小学校の持つ地域的な特性等にも配慮するなかで、家庭・学校・地域・行政のそれぞれが役割と責任を自覚するとともに、積極的に情報交換を行い、様々な場面で連携・協働する取組を推進します。